

令和３年 第５回

教育委員会定例会会議録

とき 令和３年５月１１日

品川区教育委員会

令和3年第5回教育委員会定例会

日 時 令和3年5月11日（火） 開会：午後2時
閉会：午後3時13分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊
教育長職務代理者 菅谷 正美
委 員 富尾 則子
委 員 海沼 マリ子
委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 米田 博
庶 務 課 長 有馬 勝
学 務 課 長 勝亦 隆一
指 導 課 長 工藤 和志
教育総合支援センター長 矢部 洋一
品川図書館長 吉田 義信
統括指導主事 唐澤 好彦
統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶 務 係 長 菅野 祐輝
書 記 稲生 彩夏
書 記 根本 亮佑

傍 聴 人 数 なし

次第

- | | |
|-----------|--------------------------------|
| 協 議 事 項 | 区立学校等における教育活動について |
| 報 告 事 項 1 | 令和 3 年度新入学学校別増減要因一覧について |
| 報 告 事 項 2 | 令和 4 年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について |
| 報 告 事 項 3 | 武蔵小山サービスコーナーの図書取次について |
| 報 告 事 項 4 | 電子図書館・音楽データベースの導入について |
| そ の 他 | 令和 3 年 6 月行事予定について |

【教育長】 ただいまから、令和3年第5回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の署名委員には菅谷教育長職務代理者、富尾委員を御指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議題に入ります。日程第1、協議事項、区立学校等における教育活動について、事務局からの説明をお願いいたします。

【庶務課長】 それでは、資料はございませんが、コロナ禍における区立学校等の教育活動について御報告いたします。

前回も御報告いたしましたけれども、緊急事態宣言は5月1日までということでしたが、今月いっぱいまで延長ということになりました。昨日の午後に全体としてのコロナの本部会議も開かれまして、一定程度の方向が示されまして、若干学校でも変わったところがございます。

全体としては、緊急事態宣言は延長になりましたけれども、例えば集会所、運動公園施設ですとか、そういったところは、夜間を除いて開設していかざるを得ないという判断もありました。それを受け、学校の施設開放は、PTAの活動としては行っていましたけれども、土・日については子供への開放を開始します。大人はまだ御遠慮いただきますが、少年少女団体、少年サッカー、野球とか、そういった子供たちの活動の場を確保してあげないとかわいそうというところもございまして、開放していくということで変更しております。

それから、文化財事業で江戸里神楽を観る会というのが6月19日に予定しておりましたが、これについては、なかなか稽古も難しいということで、Z o o m配信もできるか検討しましたが、今回は中止することとなりました。

次に、移動教室でございますが、前回もお話したように、緊急事態宣言があるのかなかなか実施が難しいということで、まず6年生の移動教室については、5月、6月は9月に移行する。その日程の関係で、全体としては1泊2日にすることにしてございます。7月分の実施については6月上旬に判断をしていくということにしております。

それから、5年生の夏季林間についても2泊を1泊にして実施するということで、これは当初から夏季林間1泊ということで予定はしていましたが、そのまま今のところ1泊で行う予定でいます。

それから7年生、8年生、これは磐梯ですが、2泊で行かないと行って帰ってくるだけになってしまうというのは、前回もお話したところです。ただし日程的に振り替えるのも難しいので、緊急事態宣言が出ていたら、やむを得ず、そこは中止せざるを得ないかなということをお話したと思いますが、現在の状況では6月上旬に実施はできないか考えていますが、今のところ6月22日の出発分までは行えないだろうということで、7年生で言えば5校、8年生で言えば6校は中止判断に当たっているところです。6月23日以降については、また順次判断していくということです。中止になった7年生5校、8年生6校について代替措置ができるのかは、困難であろうことは想定していますが、検

討しようとしているところでございます。

イングリッシュキャンプや勉強合宿という宿泊の関係は今年は中止となっています。

それから修学旅行については、5月の実施校が5校ありましたが、これは延期となっています。6月の実施校は4校ありますが、今のところ、5月末で宣言が解除になれば実施しようと考えているのが2校、9月以降、10月あるいは2月とかに延期しようと考えているところが2校で、その4校の対応は今のところ分かれている状況です。あとは9月に6校行く予定となっております。

部活動については今までどおり、変更なしで個人レベルでの活動ということで、集団活動は基本的に行わないとしております。

それからプールの事業については、感染対策を講じて実施していきたいと考えています。具体的には、密を避ける、更衣室とかで大声を出さないだとか、そういうところも配慮する、あるいはタオルとかゴーグルは他人のものは使わないですとか、授業前後の手洗いを徹底することで、こういう事業はやっていきたいところでございます。

それから図書館では変更がございます。今まで緊急事態宣言のときは貸出しができなかったんですけど、予約とかそういうものだけだったんですが、これからは窓口を再開するというところが大きな違いです。閲覧席数を制限しますけれども、予約分だけではなく、その場での貸出しも可能としています。ただし、視聴覚コーナーについては中止のままということでございます。

各種イベントについては引き続き中止を考えているところで、緊急事態宣言5月末まではこうして乗り切っていきたいと考えております。

報告は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

富尾委員。

【富尾委員】 運動会は特に予定されていないのでしたっけ。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 運動会につきましては個々に対応して学校に答えてございますが、宣言下は延期してもらおうと考えています。ただこれまでも学校の教育活動の中では、保護者を呼ばないで学年単位でということではできていると思いますので、個々に対応していきたいと思います。

以上です。

【富尾委員】 分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 運動会の予定をまた秋に持っていってしまうと、秋のスケジュールがもういっぱいになってしまっていて、どうにも動けない。先ほどの修学旅行もそうですけど、延期を夏にしようかと考えている学校もありまして、もう秋のホテルが全然取れない状況もあるということで、学校も大変苦慮しながらスケジュールを組んでいるみたいです。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

区のワクチンの接種予定としましては、最新のコロナ会議の情報によりますと、高齢者の方の接種が始まるのが……教育次長。

【教育次長】 区全体のワクチンの状況ではございますが、接種券の郵送につきまして、75歳以上の高齢者の方に5月12日に発送いたしまして、予約の受付につきましては5

月19日の水曜日、電話で午前9時から、ウェブで午前10時からということで、そちらの御案内も併せとうえで発送するというところでございます。

今後もワクチンの確保の状況にもよりますが、65歳から74歳の高齢者の方については、その次の順位として考えているようでして、そちらは、できれば5月中に接種券の発送ができればということで、今計画している状況ですが、まだはっきりしているということではございません。当然予約につきましては、間違いなく6月以降にずれ込んでいくだろうという状況でございます。

以上です。

【教育長】 この中にも多分、接種券が発送されるのが間もないという方もいらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、新聞等を拝見しますと、予約が大変取りにくいとか色々な状況があるようです。

早くワクチンが行き渡って、また感染状況が収まってくれば一番いいと思うんですが、そして世の中の動きと学校での取組、教育活動も、連動せざるを得ないという状況があると思います。

そのほか、コロナウイルス感染予防も含めまして、何か御質問等ございますでしょうか。

その予約がすごく取りにくくて、特に電話が通じない。高齢者はあまりパソコンができない方が多いですね。だから諦めてしまう人もいるんじゃないかと思うんです。だから何かサポートしてあげないと、なかなか難しい。教育委員会以外の管轄の話になってはいるんですが、何か事務局のほうで情報はありますか。

教育次長。

【教育次長】 先行して予約を受け付けているところで、なかなか開始直後の状況で予約が集中するということはあって、その辺も考えながらやっているようでございます。基本的には電話かウェブでということですけども、電話もウェブも、なるべく混乱しないよう対応を図っているということでございます。

当然いらっしゃるでないという方につきましても一定程度、家族の方も含めてということでの御対応もお願いすることにはなろうかと思いますが、まずはある特定の受付開始した直後で集中することのないようにということでは、皆さんなるべく早くということは分かるんですけども、ワクチンは必ず確保されるということについても併せて区民の方に御周知いただきまして、ある特定の受付開始直後のところで集中しないようにという御案内も併せて、なかなかそうはいかない部分もあるかと思いますが、慌てずに申し込んでいただければということも区としては案内していくと、所管から伺っているところです。

以上です。

【教育長】 当初、ワクチンの箱が品川は3箱みたいな話がありまして、これは大丈夫かなということで不安になられた方もいたみたいですが、その後続々と到着しているという状況もあって、今の次長の話のように、冷静な対応が必要だとは思いますが、やはりつながらないというのは、それだけで焦りにつながっていく状況ではありますよね。電話のガイダンスをやってくださったところがあるとか、また年齢をもっと分けて段階的にやるなんていうところもあるみたいで。品川もこれから予約が始まるので、状況を見て、また様々な対応を考えていくんじゃないかとは思いますが。

それでは、区立学校等における教育活動につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項1、令和3年度新入学学校別増減要因一覧について、説明をお願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 それでは私から、令和3年度新入学学校別増減要因一覧についてということで御説明させていただきます。資料1番を御覧ください。

こちらは表面が、小学校及び義務教育学校1年生の表記、裏面が中学校及び義務教育学校の7年生のそれぞれの増減要因をまとめたものでございます。学校ごとに左側に記載してございますけれども、昨年度、令和2年10月1日の住民基本台帳上の通学区域内の児童生徒数が、一番右側、実際に4月1日現在に入学するまで、どのような増減要因があったかということでお示ししたものでございます。なお、こちらは4月1日現在の人数で作成してございますので、入学式の時点ですとか、今現在の数字とは若干差が出ていることは御了承いただければと思います。

それでは、中身の説明に入らせていただきます。表面の小学校と義務教育学校の前期課程、1年生についてまず御説明させていただきます。

表の見方でございますけれども、一番左上、大文字のA、昨年、令和2年10月1日現在のそれぞれの通学区域の住民登録上の人数になります。

右側に行ってくださいまして、増減要因がそれぞれ記載されてございます。増要因の一番左に希望(実)(a)とありますけれども、こちらは学校選択でほかの学校の通学区域から希望して、実際に入学された児童の数になります。横に行きまして、指定校変更(b)、区域外就学(c)、それから転入、その他、それぞれ理由が記載されております。このaからeまでの合計が増要因、小計(B)のところになります。

表の右側へ行きまして、こちらが減要因になってございます。減要因の中の一番左側、希望(実)(f)、学校選択で、こちらは学区外の学校を選ばれてこちらに入学された方の数になります。その右に行きまして、国公立(g)、それから私立(h)、それぞれ区立学校以外の学校に進学された方の数になります。小計につきましては増要因と同じように、左側の希望申請からその他までの合計になっております。

表の一番下を御覧いただきまして、合計欄となつてございます。昨年10月1日現在の区内の登録人数でございます。3,265人です。参考までに昨年、もう1年前、元年の10月1日現在の数字が記載してございませんけど、3,223人でしたので、数字的には42人増えております。この登録者数3,265人の右隣、学校選択で希望して入学された方の合計が477人でございまして、こちらも参考までに、昨年度が484人でしたので、昨年度より7名に減少したのになります。

学校選択で入学された方の割合ですけれども、この住民基本台帳上の3,265人に対して477人でございますので、率にしますと14.6%になります。こちらも参考までに、昨年度が15%でございましたので、0.4ポイントほど減っているという状況になっております。

最終的な入学者ということで、右へお進みください。一番右側の欄、R3年、令和3年4月1日入学者数(D)というところ、実際区立の小学校に入られた方が3,031人でご

ございます。こちらも参考までに、昨年が3,072人でございましたので、約40人減ってございます。

続きまして、裏面を御覧ください。こちらが、中学校と義務教育学校後期課程の新入学でございます。同様に一番左から、昨年の10月1日現在の登録者数（A）がございまして、その右に大きく増要因、そのさらに右に減要因でございますけれども、小学校と違いますのが、bとhのところ、義務教育学校学区外進級数というものがございます。

こちらは義務教育学校の場合ですと、前期課程の段階で通学区域外から義務教育学校を選ばれた方につきましては、後期課程に進学する段階でも、通学区域外であってもそのまま進級できるということになってございますので、この前期課程の段階から通学区域外から通われている方が何人いらっしゃるかという数字をまとめたものでございます。したがってこの部分に関しましては、日野学園から始まる下のほう、伊藤学園、八潮学園、荏原平塚学園、品川学園、豊葉の杜学園、こちらの数だけ増要因が入ってまいります。

通学区域外からの義務教育学校に進級された数になりますので、逆に右側の減要因のほうで見ていただくと、希望申請（g）の隣のh、こちら、各中学校の減要因として計上されることになります。数としましてはそれぞれ差引きになりますので、一番下の合計、bとh共に161人になっております。そのほかは小学校と同じ見方で御覧いただければと思います。

全体の数字でございますけれども、一番下を御覧くださいませ。一番左側の列、Aでございます。10月1日現在の登録者数が2,692人で、こちらも参考で、昨年が2,660名でしたので、32人増えているという状況です。それに対しまして一番右側、実際に入学された方の数でございますけれども、1,670人でございます。こちらは参考で、昨年度が1,681人でございましたので、11人減ってございます。

また、学校選択によって入学された方の状況でございますけれども、今年度につきましては希望（実）（a）のところ、合計385人が学校選択で希望の学校に入学されていることになりますので、こちらは比率にしますと、住民基本台帳上の人口に対しては14.3%になります。こちら昨年と比べますと1.3ポイントほど減っているという状況でございます。

以上、増減要因の一覧ということで御説明させていただきました。私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

職務代理者、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 希望申請して入れないというのは、私にとってみると、何のためかという疑問をいつも感じるんです。20年近くやっていますので、中身をずっと見ていて分かるんですけど、特に小学校。小学校って、入ることが、子供にとって学校教育のスタートなんです。そのスタートでここに行きたいという希望が1人でも2人でも入れば、抽せんで行かれないことがあるんだよと。当然その全体は分かっているわけです。だけれども、一人も行けないという学校がありますよね。

例えばaのところゼロになって何も書いていないところ、当然これは9校あります。この9校というのは、地元の人間でいっぱい。転入者のことを考えるといっぱい。だからもう定数も増やせない。だから自由選択だと言っても自由にならないところなんです。で

すよね。

当初のところは、全てそういう学校はなかった。今どんどん増えてきている。私がいつも思うのは、希望制で入れないことがあると、この自由選択制というものの考え方は、ある程度整理していかなきゃいけないなという感じを持っています。これが増える、増えない、子供の在籍数もあるし、それから世の中の動向もあるんですけど、私が見た限りは、あと数年間これは厳しいだろうと。だから何らかの措置を取らないと。

例えば第1希望しか出していないですよ。第1希望しか取っていない。ここへ行きたいけど、もうここが駄目なら地元しかないよと、そういう発想じゃなくて、もう少し柔軟に考えてもいいんじゃないかなと。

なぜそんなことを申し上げるかというと、学校を自由に選択できるというのは、僕はすごく大きなものの考え方だと思うんです。何かというと、私は教育というのは自由じゃなきゃいけない。学校も自由に選びたいというのは、一番根源じゃないかなと。というのは、学区制度があって、それしかなかったらしょうがない。だから私学とか国立もあるけれども、一般の人たちができるということは、非常に大きな意味を持つんです。だから1回しかそれをふるいにかけてられない。まして人数がもういっぱいですから、急に、では増やしましょうというのは誰が考えたって無理です。1つの学校を造るのに数年かかるでしょう。3年で新しい校舎ができて新しい教室を造るなんて無理。

そのことを考えて、それから先のことも考えたときに、もうちょっと落ち着くもの。親御さんと子供さんが、ここに行きたいと言ったけど、抽選で落ちました。何とも切ない思いをしているんじゃないかと僕は思うんです。それを少しでも解消できる努力は、教育委員会ですべきだと僕は思います。自由に選んでも駄目なことも多いんだよと。そのことが分かっていると、ここに出てきている学校は、具体的な名前は申し上げませんが、もう過去数年間ずっとこうなんです。だから誰も選べない。

どうやるかということ、今度は住所が変わってそこに住むしかないんです。それは自由選択ではないと僕は思います。という大きな課題もあるので、長くやって、それは何が一番大事かということをお考えになって制度設計されるほうが、私はいんじゃないかなという感じがするんです。中学は全然問題ありません。義務教育学校も全然問題ありません。でも小学校は学校教育のスタートですよ。そのことを考えると、何か案があったら教えていただきたいと思っています。

以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 現行の学校選択制につきましては、今もおっしゃったとおり、希望のところがかなわなければ元のところに戻ってくださいという形でやっておりまして、制度開始当初から、住んでいる方から入って、その空いた枠に入っているということで、だんだんお子さんが増えていく中で、なかなか抽選で入れないという状況が生まれてきているのは、確かな状況かと思っております。

そういった中で新しい、今おっしゃったような、お子さんですとか保護者の方の期待というか、希望に応える教育に資していく制度を、また考えていく必要があると考えてございます。今後内部で検討してまいりたいと思いますので、御意見ありがとうございます。

【菅谷教育長職務代理者】 よろしく申し上げます。

【教育長】 今の件は、今後学校選択の結構大きなポイントになってくるところかなとは思いますが、ほかの委員の方々いかがでしょうか。今までは第1選択が駄目だった場合には、もう自分の学区域の学校に戻しますという形のシンプルな仕組みだったわけなんですけど、第2、第3という選択肢も、どこまでやるかでもあるんでしょうが、検討してみてもいいのかなという、これまたいろいろ分析を行っていただいた結果の上での御提案なんですけど、委員の方いかがでしょうか。

じゃ、富尾委員からどうぞ。

【富尾委員】 確かにここ数年、学校選択と言いながら、あまりにも選択が、希望しても通らない方が多くなっているというのが現状かなと思うので、それを少しでも、選んだことで、希望したことでかなうということを増やしていける対策が、何らかの形であっていいのかなと思うので。とはいえ、公平性を欠いてしまうのはいけないと思うので、その辺をよく吟味しながら、可能かどうかということも含めて考えていくのがいいのかなと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

塚田委員はいかがでしょう。

【塚田委員】 地元なもので、第三日野に目が行きがちなんですけど、第三日野を見ると、区外から転入16名というんですか、これはそう読むんですか。区域外就学が1名、編入した方が16名いるというのはどういうことなんですかね。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 こちらについては、ベースになります人口が10月1日現在のものがございますので、それ以降、品川区の学区の中に転居して入ってこられた方が16人になります。転出のほうは、同様にその期間からこの4月1日までに転居してしまった方が16人になります。

【塚田委員】 何か大井第一も転入が13とか。それで近所で不動産の広告があって、第三日野区域内といううたい文句があったんです。だからそういうのを見て引っ越してくる人がいるのかしらと思う。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 おっしゃるように、そういった学校の区域内であるということで、売り出している物件もあるようです。先ほど職務代理者がおっしゃったように、学校選択がかなわないから住所を移してくる、もしくは住所だけでも移してくる、そういった例も幾つか見られてございます。そういったものがこの中に数字としては入ってくる可能性はございます。

またそういった学校選択をする中で、先ほどの話に戻してまいりますけど、かなえるために転居をするとか住所を移すということが、事例として発生しておりますので、やはりある程度学校を選択したいという強い思いを持たれている御家庭もあるのかなということ、そういった意味ではできるだけ思いをかなえていけるような、新しい考え方は、今後検討していく必要があると感じております。

以上でございます。

【教育長】 さあ、ほかにいかがですか。

この16とか13の中には、実際に転居された方もいるし、住所だけ移すというのは学

務課のほうでチェックしていますから、そういうのは結果的には入ってこないんでしょうけれども、学区域に子供たちがいれば、当然それは受け入れるという考え方にはなるわけです。

小学校ですから、1年生が周りの友達関係ですとか安全とか、いろいろな要素がある中で、どういうふうに楽しく学校に通えるというところはベースにあると思うので。ただし、その学校選択という一つの考え方を見ていく中で、様々なメンテが必要になってくる要素はあるだろうと思います。学事制度を審議会で検討したというのが2年前の話でありましたけれども、ソフト面の運用で実施ができるということであれば、先ほどの職務代理者の提案も、一度学務課中心に検討していただいてもいいのかもしれないですね。

第2希望でもって同じような学校を幾つも選んでいたら、結局どれにも入れないじゃないかということもあるかもしれません。第2希望のエリアを制限するなんていう方法もあるのかもしれないですね。もしかしたら、もうここ数年、登録者数がアッパーになってしまっていて、基本的には全然入る見込みがないというところは、最初から募集しないというやり方も考えられるのかもしれないですね。

今回のこういう状況の中で、学校選択ありきの上で、より保護者ニーズ、子供たちのモチベーションを捉えたときに、何かできることはないかという視点で、事務局でまた検討をしてみただけですでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 1つ建設的な御意見をいただきました。

ほかにこの要因一覧につきましてはいかがでしょう。

これは傾向としましては、昨年度との比較の中で大きくは変化していないと見ればよろしいですか。

学務課長。

【学務課長】 全体の中で大きな変化が取られた個別の事象は、さほどはございません。トレンドとしましては、先ほど話題になりましたように、学校選択で入っている方の率が徐々に徐々に別に下がっているというトレンドはございますけれども、昨年度と比較して、大きな人数的な流れが変わった学校等は特段ございません。

ただ改築が予定されている学校につきましては、その転出の率、例えば17番の浜川小学校は工事に入っております、傾向としては77と希望申請が大きいんですけども、昨年度も転出の数字は出ているんですが、こういった工事の中で、より転出の数字がちょっと加速しているというか、上乘せされている状況がございましたが、各学校においてトレンドが逆転したとかそういった事例は、今のところは見受けられていない状況でございます。

【教育長】 全般的に学校選択の割合としては微減と言えるということで、地元回帰しているところはあるかなど。これは地域と共にある学校づくりの中では、そういう選択をしていただいていることは、私たちもうれしいこととは思いますが、学校ごとというのとはなかなか分析が難しいのかもしれないですね。その年の状況もあるかもしれません。

ただ改築校に関しては、どうしても改築の間は避けたいという思いはあるようで、これは選択があるので、またそれも生きていると考えることができるのかもしれないですね。学校選択がなければそうもいかないだろうということで、非常にニーズに沿っていると言える

あかしなのかもしれません。

そのほかはよろしいですか。

これは私から2つ確認ですが、このタイトルなんですけれども、新入学学校別増減要因一覧。これは新入学者ですか。新入学者数、新入学児童数、新入学生徒数の学校別の増減一覧と読んだほうがいいのか。新入学の増減と言うと、何か言葉が不明確かなというのが1点。

それからこれは学校のナンバーが通し番号になっていない。2番から始まっている。中学校も1番、4番、5番と飛んでいっている。そして義務教育学校は70番台から始まっている。この辺は何か理由がありますでしょうか。この2点、どうでしょう。

学務課長。

【学務課長】 申し訳ございません。まずタイトルの意味でございますが、新入学者数の学校別の増減要因一覧でございます。タイトル表現については、今後分かりやすいように検討してまいります。

こちらの学校番号につきましても、旧来使用していた小学校の番号ですとか、義務教育学校の番号を便宜上使っているものを、そのまま落とし込んだものでございまして、表として分かりやすいように、今後表記したいと思います。

【教育長】 これは昔あった品川小学校が、今義務教育学校になっているので、1番が欠番になっているというものなんでしょう。その辺もこういった一枚で出すということを考えたときには検討してみてください。

【教育長】 それでは、令和3年度新入学学校別増減要因一覧につきまして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次は、日程第2、報告事項2、令和4年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程についての説明をお願いいたします。

指導課長。

【指導課長】 それでは、私から、日程第2、報告事項2、令和4年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程について説明させていただきます。資料2でございます。

こちらにつきましては、令和4年4月1日に採用予定の品川区立学校教育職員の採用候補者選考の日程についてのものでございます。

まず、1、採用予定人数でございますが、3名程度を予定しているところでございます。

2の資格要件でございますが、(1)から(4)のいずれかに該当する者と示させていただいてございますが、今年度新たに設けましたのが2点ございます。

まずは1点目、(3)に示してございます中学校教諭普通免許状——教科についてはまた後ほど説明いたします——および特別支援学校教諭普通免許状の両方を所持する者。これまではこの(3)の要件はございませんでした。今年度新たに設けたものでございます。

そして変更点、もう一点は、今申し上げました中学校教諭普通免許状の教科でございますが、これまでありました保健体育科の免許について今年度は外しまして、国語、社会、数学、理科、外国語(英語)の5教科に絞ったというところでございます。

続いて、3の選考区分（年齢要件）でございますが、一般選考は平成2年4月2日以降に出生した者、経験者選考につきましては、昭和53年4月2日以降に出生した者というところで、あと、経験者選考につきましては、平成30年4月1日から令和3年6月30日までの期間において、国公立の小学校、中学校または特別支援学校などで、①または②のいずれかの勤務実績を有する者ということで、それぞれ勤務の実績がある者と定めているところでございます。

4の選考日程でございますが、募集期間は令和3年6月1日から6月28日までを予定してございます。その後、第一次選考は令和3年7月17日、土曜日、結果発表を経まして、第二次選考は令和3年8月28日、土曜、最終の採用面接につきましては、令和3年9月18日、土曜日を予定しているというものでございます。

コロナ禍ではございますけれども、昨年度の都道府県の採用選考等の様子も鑑みながら、今年度実施ができると見込んで、この予定で進めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。質疑があればお願いいたします。

職務代理者、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】 選考区分が2つありますが、経験者選考も一般選考も、一次選考から受けるんですか。経験者選考と一般選考の違いはどこにあるかなと思って。

【教育長】 免除等の措置があるのかどうかということなんですかね。

【菅谷教育長職務代理者】 経験者の場合、どこかで持っていれば、一次免除があるかなと思ったんです。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 選考方法の内容につきましては、経験者の場合には一般教養の試験を免除する予定でございます。ですので、第一次選考におきまして一般教養は免除いたしますので、そのほか教職教養、論文というのがございます。ですので、一般の場合には一般教養から始まりますけれども、経験者選考は一般教養のみを免除し、教職教養と論文は課すというものでございます。

【菅谷教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。塚田委員、どうぞ。

【塚田委員】 去年もお聞きしたと思うんですけど、この（4）の中学校普通免許状を持っていて、採用されたら3年以内に小学校教諭普通免許状を取得する意欲のある人、実際に取った人っているんですか。

【教育長】 これは実績ということでよろしいでしょうかね。

指導課長。

【指導課長】 実際にこの要件で採用されて取っている者がございます。また、この免許を取得するための費用補助も制度として設けているものでございますので、現在まだ取得していない者もおりますが、取得中の者も含めて、奨励して進めているところでございます。

【塚田委員】 分かりました。要するに両方持っていることが望ましいということなんですね。

【教育長】　　そうですね。

そのほかいかがですか。富尾委員。

【富尾委員】　　今回新たに資格要件で、(3) 中学校普通免許と特別支援学校教諭免許ということですが、何か要望等があつて加えたということなんでしょうか。

【教育長】　　指導課長。

【指導課長】　　特に、本区におきまして特別支援教育の充実の観点でいきますと、例えば情緒障害の固定学級が、現在浜川中学校にございますけれども、今後大崎中学校にも設立していくという、この流れからすると、情緒障害特別支援学級においては、教科指導においては通常の教科指導を行うものでございますので、そういった観点では、本区の施策上、中学教諭普通免許状に合わせて特別支援学校の普通免許状を所持する者が望ましいという、この施策の観点から改めてこうしたものでございます。

【富尾委員】　　分かりました。ありがとうございます。

【教育長】　　今、特別支援教室で指導に当たる人間でも、なかなか特支の免許を持っている人は少ないという現状もある中で、よりそういったマルチで活躍できる人材を求めていきたいという要件の拡大ということになるでしょうか。

そのほかいかがでしょうか。職務代理者、どうぞ。

【菅谷教育長職務代理者】　　確認なんですけど、日程等が決まった後、これをオープンにする日付っていつ頃を予定していますか。

【教育長】　　指導課長。

【指導課長】　　基本的には、本日教育委員会に報告している案件でございますので、実際にはもうこの現時点で公開している情報ではございますが、募集期間が6月1日からでございますので、ホームページ等の公表も、この日をもって周知を始めて、もう公募を始めますので、基本的には6月1日とお考えいただいて構いませんが、ただ、本日情報として御報告関係でございますので、もうお伝えいただくことも特段問題はございませんのでお願いします。

【菅谷教育長職務代理者】　　(3) のところって新しいから、これに該当する人ってあまり多くないんでしょう。

【教育長】　　少ないでしょうね。

【菅谷教育長職務代理者】　　僕の教えていたところだとこれに該当するから、その中で優秀な子がいたら受けさせたいと思います。

【教育長】　　ぜひ。毎年指導課は各大学を回って、パンフレットを置いたりとか、結構フットワークを効かせながら募集のための努力をしていると思うんですが、それも今年度は実施する予定ですか。

指導課長。

【指導課長】　　3月から、これまで連携のあった大学等からは随時問合せが来てございますので、そういった面では、北は北海道から南は沖縄まで、それぞれの大学等への周知、またポスターの配布等は、従来どおり行う予定でございます。ただ、訪問するということは現在コロナということもありますので、現状はお送りして御覧いただくということを考えているところでございます。

【教育長】　　分かりました。あとはよろしいでしょうか。

それでは、令和4年度品川区立学校教育職員採用候補者選考日程につきましては、よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

次は、日程第2、報告事項の3です。武蔵小山サービスコーナーの図書取次について説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは私から、武蔵小山サービスコーナーの図書取次について御説明いたします。それでは資料3を御覧ください。

1の概要についてとなります。令和3年7月26日から、荏原第一地域センターの移転に伴いまして、武蔵小山サービスコーナーの行政サービスが再編されることとなります。その際、武蔵小山創業支援センターにある武蔵小山サービスコーナーが、新しく移転する荏原第一地域センターに併合されます。武蔵小山サービスコーナーで実施していた品川図書館の図書取次業務につきましては、荏原第一地域センターの引っ越した後の跡地に移転しまして、(仮称)武蔵小山図書取次施設として業務を継続いたします。

2番目の取扱業務・取扱時間についてですが、こちらは両方とも変更はございません。図書・CD等の貸出及び返却でございますが、月曜日から金曜日につきましては午前8時から午後7時まで、土・日につきましては午前10時から午後3時までとなります。祝日は取扱いません。

3の移転スケジュールと図書取次場所についての説明となります。令和3年7月25日までは武蔵小山サービスコーナー、現在の武蔵小山創業支援センターの4階のほうで図書の取次ぎを行います。7月26日につきましては、27日に向けての引っ越しの準備等がございます、この日は1日、取次ぎは停止する予定であります。7月27日から、新たに引っ越した後の荏原第一地域センターの跡地、住所で言いますと小山3-22-3、こちらで(仮称)武蔵小山図書取次施設として業務を再開いたします。

予算額についてです。2,324万9,000円は、窓口業務への委託費、それから施設運営等の経費と、あとは一時的な工事費用となります。

5番の周知方法ですけれども、本件については、広報しながら、区ホームページ、図書館ホームページ、区のツイッター、フェイスブック、各区立図書館窓口等における御案内をしてまいります。

私からの説明は以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

改めて聞いてもよく分からないところがありますが、委員の皆様、いかがですか。そもそこの武蔵小山サービスコーナーというのが、荏原第一地域センターの中にあつたということでもいいですか。そのサービスコーナーの中で図書取次をやっていた。違いますか？

品川図書館長。

【品川図書館長】 3つイメージとしてありまして、1つは創業支援センターの4階に、武蔵小山サービスコーナーというのがございました。こちらで図書の取次ぎというのをやっております。

【教育長】 それは第一センターじゃないんだ。

【品川図書館長】 はい。それとまた別個に荏原第一地域センターというのがございます。これは図書の取次ぎとは一切関係ないところでございます。

【教育長】 関係ないところですね。

【品川図書館長】 はい。それと、今度新しく行く先の荏原第一地域センター跡地の場所がでございます。

【教育長】 それも図書と関係なくね。

【品川図書館長】 はい。まだ使っていないところなので、新たに行くところでございます。それで、創業支援センターにあるサービスコーナーのほとんどの事業は、荏原第一地域センターと合体しまして、新しい場所の荏原第一地域センター、新設される荏原第一地域センターにまいます。ただ、今までこの創業支援センターのところで扱っていた図書取次業務については、こちらの場所に、スペースの関係で入れなかったところです。今度、現在の地域センターは引っ越して空きます。そこに図書取次施設が移るという形になります。

すみません、図面をつけておけばよかったんですけども。分かりづらくて申し訳ございません。

【教育長】 いえいえ、それは過渡期的な話でしょうから、最終形として、その元荏原第一地域センターがあったところでもって取次施設は業務をするんだということになれば、全く問題はない話なんだろうけれども、その業務をなるべく途切らすことなく続けるために、今説明があったような、まず7月までは武蔵小山サービスコーナー、今のところまで続けてやり、入れる段階になったときに跡地のほうで、今度はサービスコーナーとは分かれるけれども、取次ぎとして独自にやっていく形で継続するという話ですよ。

図書館長。

【品川図書館長】 それで、3番のスケジュールの表のところになるんですけども、3段目になりますが、移転後の荏原第一地域センター跡地の場所、7月27日からこちらで動き始めますが、この荏原第一地域センター跡地につきましては、今きゅりあんにある男女共同参画センターというのが、一時的に引っ越してまいます。8月の頭から12月12日まで、そちらの男女共同参画センターが入る工事も同時に進めております。

工事中も、図書館取次施設御利用の方につきましては、安全を確保しながら、男女共同はカウンターの中の工事になるところで、その動線とは絡まない、もしくは絡む際は必ず安全が確認できるような人員の配置等を含めまして進めていく予定でいるところでございます。

【教育長】 それを言うと余計分からなくなる。要は、最終的にはこの跡地でもって、取次施設は動きますよと。跡地には、その男女共同が抜けた後は、ほかにもどこかがまた入ってくるんでしょうか。そこまではまだ何とも分からない話ですか。結局そこは何と言えいいんでしょうか。跡地とずっと最後まで言うんでしょうか。でも武蔵小山図書取次施設が全部を使うわけでもないわけですよ。取次施設の扱いとしては、これまでより便利になるんですか。それとも不便になるんですか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 場所としては、確かに今の武蔵小山創業支援センターの場所というのは、武蔵小山の駅から歩いてすぐのところでございます。4階まで上がらなきゃならな

いところでございますけれども、今の荏原第一地域センターの場所に移りますので、現在より裏手に移る形になります。

【教育長】 なりますね。

【品川図書館長】 そういう意味では、ちょっと場所としては、今よりは奥になってしまいます。

【教育長】 距離的にはね。

【品川図書館長】 はい。

【教育長】 ただ今度1階でやれるんですか。

【品川図書館長】 地域センター自体は2階でございますので、階段もしくはエレベーターで上がることになります。

【教育長】 なるほど。実際にそちらで動き始めて、どう区民の方のニーズが変化するかというのを見ていかないと駄目かもしれませんね。なかなかつらいところではありますね。

ほかに委員の方、何かありますでしょうか。

【富尾委員】 難しいですけれども。跡地ということですが、土地があるわけではなくて、元第一センターの施設の場所でやるということですね。この武蔵小山サービスコーナーは、もうこれからずっと2階の部分、こちらに移行して業務を続けていくということですよ。

【教育長】 サービスコーナーは図書館だけではないので、第一地域センターが動いたら、それにまたくっついていくんですよ。

【富尾委員】 くっついていくんですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 今の荏原第一地域センターに来るのは、創業支援センターにある図書取次部門だけになります。

【富尾委員】 取次部門だけ。

【品川図書館長】 武蔵小山サービスコーナーで扱っている住民票とかの関係につきましては、今度は荏原第一地域センターが新しい施設のほうに入る予定でおります。そちらに統合されて強化されるという形になります。

【教育長】 それがサービスコーナーと言われているんですね。

【品川図書館長】 はい。もうそこは荏原第一地域センターになりますので。

【教育長】 でもサービスコーナーじゃなくなるわけだ。

【品川図書館長】 はい。サービスコーナーはもう閉所になります。

【富尾委員】 サービスコーナーの部分だけここに。

【品川図書館長】 仮称の図書取次所だけは場所の関係で移れないので、今の地域センターの2階に移動するという形になります。

【富尾委員】 はい。

【教育長】 創業支援センターとサービスコーナーと地域センターと取次施設のこの4つ位置関係が、どういう組織割りになっているのかというのが分からないと、なかなか理解しにくいかもしれません。最初にもお話ししましたように、これはあくまでも過渡期のときにこういう動きをしながら、図書の取次ぎを継続しますよというためのお知らせだ

ろうと思うので、今のところは私達が理解する必要はもしかするとないのかもしれませんが、なるべく伝えたいことがしっかり伝えられるように、また文教委員会等でも説明があるかなと思いますので、お気をつけいただければと思います。

それでは、武蔵小山サービスコーナーの図書取次につきましてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、本件も了承いたします。

もう一つ図書館関係です。日程第2、報告事項4、電子図書館・音楽データベースの導入についての説明をお願いいたします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 それでは、電子図書館・音楽データベースの導入について説明いたします。それでは、資料4番のほうを御覧ください。

概要についてでございます。コロナ禍における新しい生活様式の中で、本・音楽の楽しみを提供できる環境整備を進めるため、品川図書館においては2点の取組を進めることといたしました。

1点目の取組としては、(1)の電子図書館の導入になります。総務省の令和2年の情報通信白書の中でも、世帯におけるスマートフォンの保有率、こちらにつきましては83.4%になりまして、初めて8割を超えて、かなり普及したところでございます。そのようなことの背景もありまして、スマートフォンやパソコンで貸出・返却のできる電子図書館を導入することといたしました。

取扱う内容につきましては、利用希望の多い本・絶版本・外国語の資料・音声付資料、その他の充実を図りまして、図書館のデジタル化の対応について推進してまいるところでございます。今回電子図書館における導入予定数につきましては、約1,000冊分を予定しております。

(2)の音楽データベースでございます。こちらはナクソス・ミュージック・ライブラリーというものを導入することを進めております。こちらにつきましても、スマートフォンやパソコンから視聴可能な、今回はクラシックに特化した音楽のデータベースを導入いたします。単純な音楽の配信サービスとしてだけではなくて、図書館が行う行為でございますので、曲や演奏家の情報を提供するデータベースとして、楽曲の詳細な情報提供を行うとともに、図書館として提供可能な楽曲数の増加を図ってまいります。今回のデータベースの利用により、CD約13万枚分、楽曲数にして約200万曲が使えるようになります。

サービスの開始としては、令和3年6月下旬を予定しております。利用対象者についてです。品川区在住の図書館登録者といたします。

4番の予算額になります。(1)の電子図書館の導入につきましては539万円。それから、(2)の音楽データベース(ナクソス・ミュージック・ライブラリー)の場合は79万2,000円。これは単純にホームページのサービスの利用料となります。電子図書館導入につきましては、表のページの一部改編だとかその辺も含めまして、セットアップ費用等も含めております。

5番の周知方法でございますが、サービス内容、利用方法につきましては、広報しながら、区ホームページ、図書館ホームページ、ツイッター、フェイスブック、各区立図書館

窓口における案内をしてまいります。

私からの説明以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。質問があればお願いいたします。

塚田委員。

【塚田委員】 電子図書館というのが何となくイメージしづらいんですけど、スマートフォンや自宅のパソコンで貸出・返却ができるということは、何を貸し出していただけるんですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 イメージとしましては、パソコンやスマートフォンを操作すると、最終的には本のページが見られるようになります。パソコンでその本が読めるイメージです。

【塚田委員】 要するにKindleとかそういう感じ。

【品川図書館長】 イメージとしてはそのとおりでございます。ただ、Kindleとかだと個人で購入して自分の手元に持てるんですけども、あくまで画面で見られる。データが自分のところに来るわけではなくて、一定期間、例えば2週間だとか、貸出し期間において見られる。で、貸出期間が終わりましたら自動的に見られなくなる。Kindleやその他の電子の媒体の場合は、購入したら、主に自分の所有物となる。正確には利用権が自分のところに来るといふ形になると思うんですけども、そうではなくて、あくまで区を通して、例えば2週間その本が見られる状態になる。

【塚田委員】 見られる。

【品川図書館長】 権利というわけではないんですけど、見られる状態にする。で、2週間が終わると見られなくなる。それを貸出・返却というような。それから、当然2週間前にもうこの本は読み終わったからいいということであれば、また次の本を借りることができますので、期間が来る前に返却も可能という、そのような仕組みでございます。

【塚田委員】 分かりました。

【教育長】 これはそういったことができるようになるために、例えばアプリをダウンロードするとか、QRコードを使うとか、会員登録するとか、そういった手続が必要になってくるのでしょうか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 この電子図書館については、特にアプリとかはございません。ブラウザ、例えばインターネットエクスプローラーだとか、インターネットのホームページ見る仕組みがあります。通常のパソコンもしくはスマートフォンであれば、何かしら用意されておりますので、そのまま利用できるという仕組みでございます。

【教育長】 例えばホームページ検索の画面から品川図書館のホームページに入っていくんですか。

品川図書館長。

【品川図書館長】 品川区の図書館のホームページに入りがあまして、そちらのほうから入っていただくと、品川区の電子図書館が新たに出てまいりまして、そちらが入り口になります。今度は誰でも使えるというわけではなくて、今回品川区の在住者ということになっております。

【教育長】 ですよ。

【品川図書館長】 はい。その在住者につきましては、今のところは一度図書館の窓口に来ていただいて、ＩＤとパスワードを発行いたします。

【教育長】 発行してもらわないと駄目なんですね。

【品川図書館長】 申し訳ありません、契約の関係で、その確認が必要となりますので、確定後ＩＤとパスワードの交付をする形となります。

【教育長】 そうしないと誰でも入ってこられるということになってしまいますから。ほかに委員の方、いかがでしょうか。

最後に私からも一つ、これはどれぐらい借りられたかということも、当然カウントはできるわけですよ。

品川図書館長。

【品川図書館長】 どの本がどのぐらい借りられているかというところは、当然統計として出てまいります。それから１つの本につきましては、何回ぐらい読まれたか、何人ぐらい借りられたかなどについても確認できる状況になっております。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 すごく面白いので、私もぜひ利用したいと思うんですけど、最後のところに書いてあるんですが、様々な資料の充実を図ると。そのとおりだと思うんですけど、例えば学校が明治の頃から持っている一番古い資料。学校で持っている一番古いのは沿革史だとか卒業生台帳だとか、そんなものがあるんでしょう。すごくそれは貴重なものですが、例えば卒業生台帳にしても沿革史にしても、非常に個人情報の山です。誰々さんが入って成績がこうだとか、誰々さんの校長として給料は幾らだとか、全部書いてあるんです。だけど、１５０年前のそういう資料があるということもすごく大事なんです。国会図書館の場合はみんな見られるんです。

ぜひともそのレベルまでやってほしいなという気持ちを持つんだけど。私どものひいひいおじいさん、おばあさんがこんな給料だったとか、それが出て、そこは本当に面白いと思わない。だからどうやってそのけじめをつくっていくか。それからどこにどんな資料をつくっていくか。今最初のスタートですから、ああだこうだ申し上げるんじゃなくて、その辺のところを詰めていかないと、これから膨大な電子資料になると思うんです。デジタル化すればするほどすごい資料です。

その辺のところをきちんと決めていかないと、後で大変なことになると思いますので、専門家を雇って、お金はかかりますけど、ぜひいいものをつくって、ほかの区にないようなすばらしいものであってほしいなと思います。２３区で持っているのは、今港区ですよ。デジタル化して、研究の方は誰でも使える。そんなものじゃないと使い道はありません。かけたお金の価値がなくなってくるんです。そのためにも努力してほしいなと思いました。

以上です。

【教育長】 いずれも活用を図っていただかなくてはならないかなと思うんですが、そのためには、状況をキャッチすると同時に、今後どういう方向でその充実を図っていくのかということと、どういう形で検討していくかということ、新規事業でもありますの

で想定しておいていただけるといいのかもしれませんが。せっかくいいことを取り組んでいただいているので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。

では、電子図書館・音楽データベースの導入につきましてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

次は、日程第3、その他、令和3年6月行事予定についての説明をお願いいたします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、資料5を御覧ください。6月の行事予定でございます。6月8日、22日、いずれも火曜日、14時、定例会ということで2回予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

【教育長】 6月の行事予定につきまして、何か御質疑ございますでしょうか。よろしいですか。では、定例ということをお願いできればなと思います。

令和3年6月行事予定につきましてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件も了承いたします。

その他ありますか。

【庶務課長】 ございません。

【教育長】 では、本日の議事日程はこれで全て終了となります。閉会を宣言いたします。

— 了 —